

社保研究部だより

2026年3月末までの対応 健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い

6月27日疑義解釈

厚労省は、健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いとして、下記の通り疑義解釈を発出した。

健康保険証での資格確認ができなくなることに伴う医療現場の混乱を鑑みての疑義解釈となる。参考にされたい。

問 多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効するが、

- ・有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者や
- ・健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者

に対しては、どのように受給資格の確認をするのか。

答 ○受給資格の確認は、受診等の都度、患者本人が提示した情報に基づく資格確認を行う必要があることから、

- ①患者がマイナンバーカードを利用して電子資格確認を受ける
- ②患者が保険医療機関等に資格確認書、又は有効期限内の発行済み健康保険証を提出する——のいずれかにより行うことが基本である。

○また、①の資格確認を受けられなかった場合には、

- ・患者のマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」（※）か、
- ・患者のマイナンバーカードとマイナポータルに表示する資格情報画面

によって資格確認を行うことを可能としている。

（※）健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を有する被保険者に対して健康保険証の有効期限が切れる前までに送付される。書面上はこのお知らせのみでは受診できない旨が通常記載されている。

○しかし、令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していくことにより、気がつかずに有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参してしまう患者、健康保険証の切り替えに伴って通知された「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が保険医療機関等を訪れることも当面は想定される。

る。

○患者が有効期限を迎えた従来の健康保険証からの切り替えやマイナ保険証の電子証明書の有効期限の更新等への対応が必要な中において、こうした場合の移行期の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うこととする運用は、保険医療機関等の現場における実態を勘案すれば、暫定的な対応として差し支えないものと考える。

○こうした移行期における暫定的な対応は、最後に切り替わる自治体の健康保険証の有効期限が令和7年12月1日であることに鑑み、令和8年3月末までの対応とし、あわせて、保険医療機関等から患者に対し、次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけることについて御協力いただきたい。

CD請求医療機関対象

8月末まで届出必須

オンライン請求猶予中の医療機関は1年更新

厚労省はオンライン資格確認の体制整備に乗り、請求方法を原則オンライン請求に移行する方向で進めている。

ただし、現在光ディスク等で請求している医療機関は、猶予の届出および移行計画書を提出すれば、1年更新で継続することが可能。10月以降も光ディスク等で請求する場合は、8月31日までに届出る。

猶予の届出および移行計画の手続きは、原則医療機関向けポータルサイトで行う。ポータルサイトでの提出が困難な場合は様式を郵送で提出してもよい（様式は協会HP参照）。

郵送による提出の場合、早めに基金本部と

大阪府国保連合会に提出する。封筒の表面には、朱書きで「猶予届出書在中」とする。



医療機関向けポータルサイトQR

【支払基金本部】
〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号
社会保険診療報酬支払基金 事業統括部事業サポート課御中
【大阪府国保連合会】
〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会業務管理課御中

提出先

日本矯正歯科学会・日本小児歯科学会

「歯科矯正相談料の基本的な考え方」示す

6月16日付けで日本矯正歯科学会と日本小児歯科学会が「歯科矯正相談料の基本的な考え方」を示した。

日本歯科医学会HPの「基本的な考え方」から閲覧することができる。

2024年診療報酬改定において施設基準の届出なく算定できる「歯科矯正相談料2」が導入された。算定時に必要な文書提供の参考となる「学校歯科健康診断に伴う歯科矯正相談における結果報告書」も提示されている。



日本歯科医学会HP
歯科診療に関する基本的な考え方QR

施設基準等の定例報告 わすれずに

施設基準の届出をしている保険医療機関は、毎年8月1日現在の状況を地方厚生（支）局長（近畿厚生局指導監査課）に8月末までに報告する。報告内容は「施設基準等

府下95%以上の保険医療機関が届け出ている「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）」における、院内感染防止対策に関する研修の4

年内の受講歴について

でも報告することとなるため、大多数の医療機関が報告対象となる。

施設基準の届出受理状況はQRから閲覧可



「歯初診の施設基準に関する研修」のご案内

日時 8月30日（土）午後3時～3時30分
場所 M&Dホール3階
講師 社保研究部講師団
会費 千円
持参物 『絵で見る色でわかる歯科の院内感染防止対策』